

令和7・8年度 **追加申請** 石垣市建設工事入札参加資格及び等級格付基準

石垣市建設工事入札参加資格及び指名業者選定等に関する規程（平成13年石垣市訓令7号）第4条第3項に規定する等級格付について、次のとおり定めるものとする。

1. 等級区分

業種	等級区分	
土木一式工事	A、B、C、D	(4等級)
建築一式工事	A、B、C、D	(4等級)
電気工事	A、B	(2等級)
管工事	A、B	(2等級)

2. 等級格付の方法

客観審査（経営事項審査総合評定値）に、主観審査（市独自評点）を加えた総合評点の上位から格付を行う。

なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定する。

※等級格付は、石垣市内に主たる営業所(本店)及び従たる営業所(支店等)を有する建設業者を対象に行い、市外の建設業者については、資格登録のみ行う。

3. 客観審査（経営事項審査総合評定値）

客観審査（経営事項審査総合評定値）は、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値（P）とする。

4. 主観審査（市独自評点）

主観審査（市独自評点）は、次の各号に掲げる評価項目ごとの基準により算定した数値に基づき行うものとする。

（1）工事成績

本市発注の工事で、石垣市工事成績評定要綱(平成29年3月31日告示第76-9号)に基づき、令和4・5年度に完了検査を受けた土木一式工事、建築一式工事、電気工事・管工事の成績を工種ごとに評価し次のとおり配点する。但し、対象工種に2件以上ある場合は平均点により評価する。

工事成績の評点(平均点)	55点未満	55点以上60点未満	60点以上65点未満	65点以上70点未満	70点以上75点未満	75点以上80点未満	80点以上85点未満	85点以上90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

(2) 技術者数（業種別）

業種	技術者	付加点数	備考
土木一式工事	1級技術者	1人につき + 3点	
	1級技士補	1人につき + 2点	
	2級技術者	1人につき + 1点	
	技術士（上記技術者と重複可）	1人につき + 3点	建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限る。
建築一式工事	1級技術者	1人につき + 3点	
	1級技士補	1人につき + 2点	
	2級技術者	1人につき + 1点	
	積算士（上記技術者と重複可）	1人につき + 3点	
電気工事	1級技術者	1人につき + 3点	
	1級技士補	1人につき + 2点	
	2級技術者	1人につき + 1点	
管工事	1級技術者	1人につき + 3点	
	1級技士補	1人につき + 2点	
	2級技術者	1人につき + 1点	

※**令和8年1月1日**現在における常勤の技術者とする。

(3) 雇用の規模

令和8年1月1日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数。

被保険者 1人につき + 1点（ただし、50点を上限とする。）

(4) 新卒者雇用及び若年者雇用

ア 新卒者雇用

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者（令和5年及び令和6年に卒業した者）を、
令和8年1月1日までに雇用した場合 + 5点

イ 若年者雇用

令和5年1月1日を基準に前後1年以内に、雇用期間の定めのない常勤の従業員として中途雇用された時点の年齢が35歳未満かつ**令和8年1月1日**現在で継続雇用している場合（雇用の時点が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間であること） + 3点

(5) 障害者雇用(「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき令和6年6月1日時点の雇用状況)

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+5点
	法定数以上に雇用	+5点／人 (法定数を超える分)
	雇用義務未達成	-5点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+5点／人

(6) 建設業退職金共済制度履行状況

手帳更新率	付加点
手帳更新率 = 決算期間内の手帳更新数 ÷ 更新対象者数 ※更新対象者とは、決算期末現在の常勤被共済者をいう。ただし、決算期内に新規手帳を交付した者、既存手帳所持者を新規採用した場合を除く。	70% ~ 99% +3点
	100% +5点

※経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金事業沖縄県支部による。

(7) マネジメントシステムの認証取得

マネジメントシステムの認証取得	付加点数
I S O 9 0 0 1の認証取得	+13点
I S O 1 4 0 0 1の認証取得	+13点
エコアクション21の認証取得	+5点

※取得業者で、**令和8年1月1日**現在において登録されていること。

※登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。

※ I S O 1 4 0 0 1 とエコアクション21の重複加算は不可とする。

(8) 建設業法違反等

建設業法違反等	期間	付加点数
指名停止措置	1ヶ月未満	回数× (-20点)
	1ヶ月以上6ヶ月未満	回数× (-30点)
	6ヶ月以上	回数× (-40点)

※ 対象期間：過去2年間（令和4・5年度）。ただし、当該期間中に指名停止を2回以上受けた場合は、大きい方の点数を減点する。

(9) 社会貢献等

次に掲げるいずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象業種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点する。また、各加入団体の社会貢献活動等への取り組みに応じ、追加で加点する。

加入団体	加算対象業種	点数（活動年数）
(一社)沖縄県建設業協会八重山支部	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付加する。但し、上限は35点とする。
八重山電気工事業協同組合	電気工事	同上
石垣管工事事業協同組合	管工事	同上
石垣市と災害時における応急対策業務の協力をしている場合		協定の締結で、5点付加する。対象期間を 令和8年1月1日 までとする。
地域貢献（ボランティア）活動 ・石垣市主催・共催活動への協力 ・道路、海岸等の清掃活動の実施 ・地域安全運動の協力 ・団体における移動献血に参加した場合 等		対象期間に1回参加につき + 2点 ※石垣市からの参加証明等がある場合は添付すること。（※各協会を通じての地域貢献活動は本市と各協会との事前確認により加点対象となるため各協会からの参加証明書等の添付は不要。） 対象期間を 令和4・5年度 とする。

※団体への加入は、**令和8年1月1日**時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件とする。

※複数の団体に加入している場合には、業種ごとに点数を加点する。

※過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除く。

(10) 石垣市における移動献血への協力をしている場合

対象期間（**令和4・5年度**）に1回以上献血した場合
1人につき + 1点（ただし、5点を上限とする。）

(11) 不当要求防止責任者の配置

暴力団からの不当な要求に適切に対応するため、**令和8年1月1日**までに不当要求防止責任者を配置した場合 + 2点

(12) 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、**令和8年1月1日**までに協力雇用主の登録を行った場合 + 2点

(13) 石垣市消防団員加入状況

地域の消防防災力の充実強化を目的とした石垣市消防団員への加入促進のため、従業員等が**令和8年1月1日**時点加入している場合 + 2点

そのうち対象期間に（令和4・5年度）、従業員等が消防団活動として出動等をした場合
1回につき + 1点（ただし、10点を上限とする。）

（14）優良建設工事表彰

石垣市優良建設工事表彰 + 10点（対象期間：令和4・5年度）

※2年連続で表彰されている業者は、年度ごとの点数を足して付与するものとする。

※同一年度の同一業種の重複は不可。

※共同企業体においては、構成員も対象とする。

（15）建設キャリアアップシステムの登録

令和8年1月1日までに「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行った場合

+ 5点

5. 等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付について次の条件を設定する。

- (1) 土木一式工事及び建築一式工事のA等級については、特定建設業許可業者であること。
- (2) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (3) 昇級は、1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (4) 降格は、1等級下位を原則とする。ただし、総合評点の2割を付加しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りではない。

6. 等級別業者数の考え方

公共工事の発注件数などの動向を注視した等級格付を行う必要がある。したがって、前回との比較が穏やかな業者数となるよう、近年の公共工事の現状が最も反映できる令和2・3・4・5年度の発注実績から等級別の業者数を推計することとする。